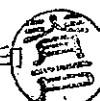


受命裁判官認



受命裁判官認



第 5 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 令 和 5 年 (ワ) 第 5 3 6 号
期 日 令 和 6 年 2 月 5 日 午 前 1 1 時 0 0 分
場 所 等 さ いた ま 地 方 裁 判 所 第 2 民 事 部 準 備 手 続 室

(ウェブ会議の方法による)

受 命 裁 判 官 関 根 規 夫
受 命 裁 判 官 脊 戸 紗 希
裁 判 所 書 記 官 小 山 善 士
出 頭 した 当 事 者 等 原 告 代 理 人 貞 松 宏 輔
原 告 代 理 人 武 藤 洋 善
原 告 代 理 人 窪 和 隆
被 告 代 理 人 岡 崎 晃

(被告代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日

本件和解について

本件について、訴訟提起されるまでの被告の対応に照らすと、消費者被害の救済に尽力する原告において、被告に疑念を抱くことは理解できるところである。それでも、本件提訴後、被告は問題となる表示を削除した上で、今後は水道工事には関わらないことを記載した被告本人作成の陳述書を提出しているほか、和解条項としての合意には至らなかったものの、被告としても、被告との間で工事請負契約を締結した消費者から、個別に返金等を求められた場合には

対応する旨述べている。これらの事情によれば、原告が、本件提訴を通じて、水回りトラブルに関する修繕等に絡む消費者の救済へ向け、確かな歩みを進めることができたことは疑いのないところである。

当裁判所は、以上の経過を踏まえ、本件の被告との関係では、和解による解決が望ましいといえ、以下の内容で和解することを双方に勧告し、双方はこれを受け入れた。

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び令和5年11月13日付け訴えの変更申立書各記載のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、別紙「対象となる表示」記載の表示が有利誤認表示であることを認める。
- 2 原告と被告は、別紙「対象となる表示」記載の表示が削除されていることを確認する。
- 3 被告は、今後、別紙「対象となる表示」記載の役務と同種の取引に関し、優良誤認表示、有利誤認表示を用いて事業を行わないことを約束する。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 小 山 善 士



(別紙)

対象となる表示

(表示媒体)

被告ウェブサイト

(対象となる役務)

水回りトラブルに関する修繕等

(表示内容)

第1 「基本料金350円税込～」という表示

第2 「基本料金350円税込～」等と、実際の価格と比べて著しく低額な価格を表示し、対象となる役務を実際の価格を著しく下回る価格で受けられるかのように示す表示

これは正本である。

令和 6 年 2 月 8 日

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 小山 善

